

## 「秋萩帖」所収王羲之尺牘十一通について

A Study of the Eleven Letters of Wang Xizhi from Aihagiyo  
TSUCHIYA Satoshi

土屋 聡

## 一、「秋萩帖」所収王羲之尺牘の概要

我が国の国宝「秋萩帖」(東京国立博物館所蔵)は、彩箋二十紙から成り、その第一紙には「安幾破起乃<sup>あきはぎの</sup>」で始まる和歌二首(伝小野道風筆)が収められ、第二紙〜十五紙には「意知之呂久<sup>いちしろうく</sup>」で始まる和歌四十六首、これに続く第十六紙〜二十紙には王羲之尺牘十一通(第二紙以下は伝藤原成筆)が収められており、そして第二紙以下の紙背は『淮南鴻烈兵略間詰第廿』の写本、という構成となっている。

その伝承経路は、第二紙以下の紙背継ぎ目の花押から、伏見天皇(一二六五〜一三一七)の所蔵であったことが判る。次いで、霊元天皇(一六五四〜一七三二)によって藤原成筆「白氏詩卷」とともに一箱に収められ、高松宮家を経て、現在は東京国立博物館に入っている。<sup>(1)</sup>

本稿で考察の対象とするのは第十六紙以下の王羲之尺牘であるが、その臨写年代には諸説あって未だ定説を見ない。真に行成筆であるとすれば十〜十一世紀のものとなるが、一方で伏見天皇の宸翰とする説もあつ

て、これに従えば十三〜十四世紀となり、その間に約三百年の懸隔が生じる。

この尺牘群に対しては、我が国のみならず、近年では中国本土においても注意が向けられ始めている。例えば、祁小春『邁世之風 有関王羲之資料与人物的综合研究』(上編、5〜6頁。文物出版社、二〇一二年。初版は台湾・石頭出版股份有限公司、二〇〇七年)では、海外における新資料のひとつとして、次のように評している。

……又如伝日本平安時代の著名書家藤原行成(九七二〜一〇二七)所臨一系列王羲之尺牘、其中絶大部分都不見於中国现存刻帖以及書目的著録記載。俣管為臨書、也許未必能如実伝達原帖書法面貌、但作為王羲之尺牘文本文献、顯然是有價值的。

……また例えば日本の平安時代の著名な書家藤原行成(九七二〜一〇二七)が臨写した一連の王羲之尺牘は、そのうちの大部分が中国に現存する刻帖や書目には見られない。たしかに臨書であって、必ず

しも原帖の書法の姿をそのまま伝えていないかもしれないが、しかし王羲之尺牘のテキスト文献としては、明らかに価値のあるものである。(日訳は筆者)

すなわち、「秋萩帖」所収の尺牘群は、王羲之の書法を窺う上では臨写本という点が瑕瑾となるものの、その本文については稀観資料としての価値が認められているのである。しかしながら従来は、左に掲げる如く中国における法帖や書目との重複が指摘されるにとどまり、本文にどのような異同が見られるか、という具体的な検討は、ほとんどなされてこなかった。<sup>(3)</sup>

- |          |     |    |                           |
|----------|-----|----|---------------------------|
| 1 初月廿五日帖 | 5 行 | 行草 |                           |
| 2 知遠近帖   | 5 行 | 草  |                           |
| 3 絶不得帖   | 3 行 | 草  |                           |
| 4 向遣信帖   | 5 行 | 草  |                           |
| 5 知阿鞞帖   | 4 行 | 草  |                           |
| 6 郷里人帖   | 9 行 | 草  | ……張彦遠「右軍書記」379            |
| 7 六月十九日帖 | 8 行 | 草  |                           |
| 8 得丹楊書帖  | 5 行 | 草  | ……張彦遠「右軍書記」212、『淳化閣帖』卷七25 |
| 9 想清和帖   | 7 行 | 草  | ……朱有燉「東書堂集古法帖」卷四          |
| 10 高枕帖   | 4 行 | 草  | ……『宣和書譜』卷十五(題目のみ存す)       |
| 11 重熙還帖  | 2 行 | 草  | ……『翰香館法書』卷四               |

確かに、右の大半(1・2・3・4・5・7・10)が中国において既

に滅びた本文を伝えていることは、大いに注目されるべきことである。しかし、それは同時に、従来の王羲之本文資料に対してこの尺牘群をどのように位置づければ良いのか、という問題を我々に突きつけているとも言えよう。この問題は様々な観点から多角的に検討されるべきであるが、「秋萩帖」は臨写者や伝承経路も未詳の点が多いため、まずは本文そのものの検討によって解決を図る他ない性質のものであるように思われる。

そこで本稿では、6「郷里人帖」と8「得丹楊書帖」とが「右軍書記」にも収められている点に注目し、その文字の異同を比較調査することとした。<sup>(4)</sup>

と言うのも、中田勇次郎『王羲之を中心とする法帖の研究』(第四章、62頁)では、これらの尺牘群が「東大寺献物帳」(「国家珍宝帳」七五六年、「大小王真跡帳」七五八年)に掲載されている搨模本に拠って臨書されたと考えられるとの指摘がなされており、その本文の淵源は唐代にまで遡及する可能性を有しているためである。したがって、同じく唐代に行われた王羲之尺牘本文を記録する張彦遠(八一五?~八七七?)「右軍書記」と比較することによって、その特長を明確にすることができると考えられる。

## 二、「郷里人帖」の比較調査

「郷里人帖」は、「右軍書記」の「恐有薄書之煩」で始まる一帖の中間部分に、ほぼ同様の文が見える。比較の便宜上、上段を「右軍書記」、下段を「秋萩帖」として、二段に並べる。<sup>(5)</sup>

図1 「秋萩帖」所収「郷里人帖」（東京国立博物館蔵）

- 1 恐有薄書之煩。  
恐らく薄書の煩有らん。
  - 2 益屬所事可立制。  
益ます事とする所に属して制を立つべし。
  - 3 縣不給下貧而給饒有之家。  
県下貧に給せずして饒有の家に給す。
  - 4 開令治國、  
開きて治国せしめ、
  - 5 別許爲盛田。  
別に許して盛田と爲す。
  - 6 不平者嚴制。  
不平なる者には制を厳しくせよ。
  - 7 如此事省而虛實可知。  
此くの如くすれば事省かれて虚実知るべし。
  - 8 其或非所樂而絶付給者、  
其れ或ひは樂<sup>なが</sup>ふ所に非ずして付給を絶たるる者は、
  - 9 今爲不賦。  
今爲に賦せざれ。
  - 10 得里人遂安黄籍。  
里人を得て遂に黄籍に安んぜよ。
  - 11 前年皆斯人、  
前年皆な斯<sup>6</sup>の人、
  - 12 非復一條。  
復た一條に非ず。
- 郷里人遂安黄籍。  
郷里の人遂に黄籍に安んぜよ。
- 前言皆欺人、  
前言皆な人を欺く、
- 非復一條。  
復た一條に非ず。

13 可歎。

歎くべし。

14 今便獨坐。

今便ち独り坐す。

15 令白都侯求官。

都侯に白して官を求めしむ。

16 邈等想必可得。

邈等 想ふに必ず得べけん。

17 君亦當得。

君も亦た當に得べし。

18 見書若萬一不樂、

書を見て若し万一樂はざれば、

19 想可共思。

想ふに共思すべけん。

20 得州二字注數十家見經營。

州の數十家を得て見を經營せよ。

21 不爾無坐此理也。

尔らざれば此の理に坐する無きなり。

22 別當以具。

別に當に以て具にす。

23 慰深共思。

慰めらるること深く共思す。

24 不待煩言。

煩言を待たず。

〔「右軍書記」〕

可歎。

歎くべし。

今便獨坐。

今便ち独り坐す。

今白都侯求下邀等、

今都侯に白して下邀等を求む。

想必可得。

想ふに必ず得べけん。

君亦當見書也。

君も亦た當に書を見るべきなり。

若萬一不樂、

若し万一樂はざれば、

想可共思。

想ふに共思すべけん。

得數十家見經營。

數十家を得て見を經營せよ。

不爾無坐此理也。

尔らざれば此の理に坐する無きなり。

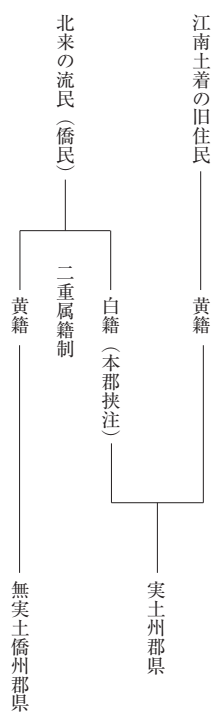
〔「秋萩帖」〕

王羲之がこの尺牘を宛てた人物は未詳であるが、その立場については、或る程度、内容から推測できる。

まず、第10句に「黄籍」とあるのが注目される。周知のように、西晋末の永嘉の乱によって大量に発生した難民が江南へ移住したため、東晋政府は、土着の旧住民を把握するために西晋以来の黄籍（戸籍）を用いる一方、別に白籍を設けて北来の流民の把握を図った。

ところで、安田二郎「僑州郡県制と土断」に拠れば、当時の「黄籍」には、実土州郡県が江南土着の旧住民を把握するために管掌するところのものと、無実土僑州郡県が北来の流民（僑民）を把握するために管掌するところのものがあつたといふ。<sup>(1)</sup> 今、試みに図示するならば、次のようになるであろう。

〔安田氏論文に基づく二重属籍制の示意図〕



だとすれば、「郷里人帖」に見える「黄籍」がどちらのものであるか、確認しなければならぬ。幸いなことに、「右軍書記」の冒頭には、県の給付と（第3句）、開墾（第4～5句）についての言及が見られる。したがって、この尺牘は、実土を持つ州郡県、恐らくは県の行政にたずさわる者に宛てたものと推測される。そして同時に、ここでの「黄籍」は江南土着の旧住民を管理するためのものであることが判る。

ここで、第10句の「得里人」（「右軍書記」）と「郷里人」（「秋萩帖」）

との異同について、王羲之尺牘の用例から検討しておこう。「郷里人」の用例には、次の二例がある。

今遣郷里人、往口具也。

今郷里の人を遣はして、往きて口具せしむるなり。

〔淳化閣帖〕卷六 34)

郷里人擇藥、有發夢而得此藥者。

郷里の人薬を択び、夢を發して此の薬を得たる者有り。

〔淳化閣帖〕卷七 35)

一方、「里人」の用例は、全て以下に示すように「得(あるいは郷)」字を伴っており、且つその解釈が一定しないものばかりであった。

近因得里人書、想至。

近ごろ里人の書を得るに因り、想ふに至らん。

〔淳化閣帖〕卷六 52)

得里人樂著縣戸、今送其名。

里人の県戸に着くを樂ふを得たり、今其の名を送る。

〔淳化閣帖〕卷八 6)

右の二例は、どちらも「得」字と接続しているが、先行研究の釈文を確認してみると、これを「郷」字と解釈する説があった。「近因得里人書」については、中田氏前掲書(第5章、116頁)では「郷」を是としている(「近ごろ郷里の人に書を因く、想ふに至らん」。また、「得里人樂著縣戸」については、明・顧從義『法帖釈文考異』(卷八。『四庫全書』本)が「得」

字に作ることを非として「郷」字に作り、『欽定重刻淳化閣帖』(卷八。『百部叢書集成』所収『武英殿聚珍版叢書』本)の「釈文訂異」では、逆に「郷」を非として「得」を是としている。<sup>(8)</sup>

問題の第10句の異同も、これらと同様に、「得」「郷」が形近のために生じた事例のひとつと言えよう。しかし少なくとも、「里人」という独立した単語としての用例は得られなかった。したがって、ここは確実な用例(前掲『淳化閣帖』卷六34及び卷七35)のある「郷里人」(「秋萩帖」に従うのが穏当であろう)。

第15～18句は異同が複雑に錯綜しているが、まず第16句「邈等想必可得」に注目したい。「想」字は、通常、相手の状況を推測・想像したり、相手の行動に期待することを表すが、その場合、対象(宛先の人物やその人物に関わる第三者)は「想」字の下に配置される。例えば、次のような例がある。

想足、鎮彼土。

想ふに足下彼の土を鎮めん。

〔右軍書記〕7)

これは、所謂「十七帖」のうちの「蜀都帖」として知られるものであり、益州刺史周撫に宛てたものである。したがって「足下」とは周撫であり、彼がその任地を鎮守していることを言う。

想仁、祖差。

想ふに仁祖差えん。

〔右軍書記〕41)

この手紙は、中原平定を目指す桓温(三二二～三七三)に宛てたものであるが、この一文はその部下として行動する謝尚(字は仁祖。三〇八～三五七)の病状の回復を願ったものである。<sup>(10)</sup>

伏想朝廷、清和。

伏して想ふに朝廷、清和ならん。

〔「右軍書記」361〕

これは、具体的な人物は不明であるが高官に宛てたものと考えられ、朝廷が天下を平和にすることを祈念するものである。<sup>(1)</sup>

本稿では、「右軍書記」の句読は范祥雍氏の点校（註4を参照）に拠ったが、これに従った場合、「邈等（人物未詳）」が「官」を「必ず得べけん」と義之が想像していることになる。しかし、右に挙げた三つの用例を踏まえるならば、その語順は「想邈等、必可得」となる筈である。したがって、この句読は「邈等」までで区切りをつけ、「想必可得」を独立した一文としなければならない。下文の異同箇所についても、范氏の句読には従いがたい。なぜならば、上文において義之が想像するところの「必ず得べ」き人物は、宛先の人物すなわち「君」に他ならず、「君亦當得」四字で区切ってしまうと同文が重複することになってしまったためである。

「秋萩帖」は、宛先の人物が「下邈等（人物未詳）」を求め、「必ず得べ」きことを想像するものであり、また下文も「君亦當見書也」までで一文となること、句末の「也」字によって明示される。文章としての読みやすさ・正確さという点では、「秋萩帖」が勝る。

第19句の異同については、「右軍書記」の「得州」の下に「二字注」とあり、これは誤脱した「得州」二字を後人が補筆した側注であったと考えられる。<sup>(12)</sup>「秋萩帖」は、この位置に「得」一字があつて誤脱する以前の状態を留めており、「右軍書記」の側注が妥当なものであることを裏づけている。

### 三、「得丹楊書帖」の比較調査

「得丹楊書帖」は、「右軍書記」・「秋萩帖」（図2）のほか、『淳化閣帖』

（巻七25）にも収められている。中田氏前掲書（第5章、120頁）には、「秋萩帖」のものは『淳化閣帖』と同じ帖から出ているであろうとの指摘がある。

1	知比得丹陽書、	知比得丹楊書、	知比得丹楊書、
2	甚慰。	甚慰。	甚慰。
3	乖離之歎、	乖離之歎、	乖離之歎、
4	當復可言。	當復可言。	當復可言。
5	尋答其書、	尋答其書、	尋答其書、
6	足下反事復行、	足下反事復行、	足下反事復行、
7	便爲索然。	便爲索然。	便爲索然。
8	良不可言。	良不可言。	良不可言。
9	此亦分耳。	此亦分耳。	此亦分耳。
10	遲面一一。	遲面一一。	遲面一一。

〔「右軍書記」〕

〔『淳化閣帖』卷七〕

〔「秋萩帖」〕

図2 「秋萩帖」所収「得丹楊書帖」  
（東京国立博物館蔵）



【書き下し文】比丹楊の書を得たるを知り、甚だ慰めらる。乖離の歎、当復言

ふべけん。其の書に答ふるを尋ぬるに、足下の反事復た行けば、  
便ち索然と為らん。良に言ふべからず。此れも亦た分つのみ。面  
して一一するを選つ。

陽字従木。未知所據。

按ずるに丹陽陽に従ひて楊に従はず。攷ふるに『唐書』地志も亦た未だ丹楊  
の称有らず。今邑界の楊樹丹を生ずるを以て名と為し、故に陽字木に従ふ。  
未だ拠る所を知らず。

このように並べてみると、冒頭の一文「知比得丹楊書」の「陽」と「楊」  
とが唯一の異同であって、三者はほぼ同文ということが判る。

さらにまた、全く異なる方向から「丹陽」を支持するものもある。

この異同について、顧從義『法帖釈文考異』（巻七）では、「縣名。以  
其地多赤柳故曰丹楊（県名。其の地赤柳多きを以ての故に丹楊と曰ふ）」  
と説明している。この説は、『晋書』地理志の注に基づくと思われる。

緒山亦名丹山。唐天寶中改爲絳岩山。丹陽之義出此。

緒山も亦た丹山と名づく。唐天寶中改めて絳岩山と為す。丹陽  
の義此に出づ。

丹楊 丹楊山多赤柳。在西也。

〔景定建康志〕卷五「辨丹陽」所引『太平寰宇記』

丹楊 丹楊山 赤柳多し。西に在るなり。〔晋書〕地理志下揚州丹楊郡)

『景定建康志』は、右の『太平寰宇記』異文を紹介して、「丹山（＝緒  
山）」の南にあることから「丹陽」とする説を挙げて<sup>(13)</sup>いる。

しかし、改めて考えてみると、「楊（カワヤナギ・ネコヤナギ）」と「柳  
（シダレヤナギ）」とは同じヤナギ科ではあるが別種の樹木であって、葉  
が垂れないものと垂れるものという判りやすい外観の違いもある。した  
がって、この説は、地名に関する伝承（「赤柳」）から実際の文字表記（「丹  
楊」）への変化という点で疑問が残る。『太平寰宇記』には、この疑問を

一応ながら解消する異説が紹介されているが、そこに附された注では、  
根拠未詳の説として退けられ、却って「陽」字を是とする意見が提出さ  
れている。

以七年七月廿六日、葬于丹楊建康之白石。

〔王興之及妻宋和之墓誌〕

以邑界楊樹生丹、以爲名。故今字從木爲稱。

邑界の楊樹丹を生ずるを以て、以て名と為す。故に今字木に従  
ひ称と為す。

晉故前丹楊令騎都尉琅耶臨沂都鄉南仁里王俞之。

晉 故前丹楊令・騎都尉琅耶臨沂都鄉南仁里 王俞之。

注……按丹陽從陽不從楊。攷『唐書』地志亦未有丹楊之稱。今以邑界楊樹生丹爲名、故

〔王俞之墓誌〕

十一月乙未朔、八日壬寅、倍葬于舊墓。在丹、楊、建康之白石。

十一月乙未朔、八日壬寅、旧墓に倍葬す。丹、楊、建康の白石に在り。

(「王建之妻劉媚之墓誌」)

年四月癸亥朔、廿六日戊子、合葬舊墓。在丹、楊、建康之白石、丹、楊、令君墓之東。

年四月癸亥朔、廿六日戊子、旧墓に合葬す。丹、楊、建康の白石、丹、楊、令君の墓の東に在り。

(「王建之墓誌」)

其年七月廿四日、安曆丹、揚、郡、秣陵縣、賴鄉、石泉里、牛頭山。

其の年七月廿四日、丹、揚、郡、秣陵、縣、賴鄉、石泉里、牛頭山に安曆す。

(「謝球墓誌」)

以上の用例からすれば、東晋期における「丹、楊」という地名の表記は、「楊」と「揚」とが、通用して使用されていたことが判る。

したがって、「秋萩帖」及び『淳化閣帖』において「楊」字に作っていることは、東晋時代における地名表記として石刻資料の用例に合致しており、是とするべきである。また同時に、「右軍書記」において「陽」字に作ることが伝写の誤りであることも、明らかであろう。<sup>16)</sup>

なお、飯島太千雄編『王羲之の大字典』(東京美術、一九八〇年)を用いて調査してみると、同じく地名ではあっても「当陽」(湖北省当陽市)。「桓公当陽帖」(江西省鄱陽縣)。「太常帖」(安徽省和县)。「伏想清和帖」(安徽省金華市)。「近日帖」については全て「陽」字に作っており、「丹、楊」(「得丹、楊書帖」及び「知庾丹、楊帖」)のみが「楊」字に作っていることが判る。このことも、筆者の推定を補強するものである。

#### 四、「秋萩帖」に基づいた本文

以上のように、「右軍書記」と比較できるのは二帖に限られるが、本稿における調査結果から、次のようなことが言えるであろう。

「秋萩帖」所収王羲之尺牘十一通のうち、「郷里人帖」「得丹、楊書帖」は「右軍書記」に収録されるが、他は「右軍書記」に見えない。まず、この点が最大の相違点と言える。そして重複する二帖については、「右軍書記」と比べた場合にほとんど異なる「得丹、楊書帖」と、異なる甚だしい「郷里人帖」とがあることが判った。

「得丹、楊書帖」の異同については、釈文の相違に因るものと思われる。両者はほぼ同文のものと見て良い。恐らく、張彦遠の元に収録されたものに極めて近い一本が、日本へも将来されたであろう。

一方、「郷里人帖」は、「右軍書記」の「恐有薄書之煩」で始まる一帖の断簡と思われるが、それは張彦遠の採るところとはならなかったようである。しかしながら、重複部分の異同には、却って「右軍書記」よりも文意がよく通じ、原文に近いと思われるものがある。

以上のことから、「秋萩帖」は「得丹、楊書帖」という一点において「右軍書記」と繋がってはいるものの、その大半は独自に行われていた資料に基づいたと言えよう。とはいえ、このことは、決して、「秋萩帖」本文の質の低劣さを意味するわけではない。むしろ、その基づくところの資料は、「右軍書記」と同等以上に良質な本文を含んでいたように思われる。少なくとも部分的(「郷里人帖」)には、「右軍書記」に勝るものであった。



註

- (1) 以上の伝承経路については、日本名跡叢刊1『秋萩帖』（小松茂美監修、二玄社、一九七六年）の古谷稔「解説」（73～75頁）を参照。なお、本稿では東京国立博物館蔵の画像を使用した。
- (2) 小松茂美『秋萩帖』原本の出現（『東京国立博物館紀要』第二十号、一九八〇年）を参照。この説に対して、久曾神昇「仮名古筆（三） 古体仮名三種」（『汲古』第十号、一九八一年）に反論がある。
- (3) この一覧は中田勇次郎「王羲之を中心とする法帖の研究」（第四章、62頁、二玄社、一九六〇年。のち『中田勇次郎著作集』二玄社、一九八四年。本稿での引用頁数は単行本に拠った）、及び古谷稔「秋萩帖と草仮名の研究」（二玄社、一九九五年）を参照して作成した。「右軍書記」の下に附した数字は、中田氏前掲書における整理番号である。また、本稿では『淳化閣帖』は森野繁夫・佐藤利行編著『淳化閣帖』法帖篇（白帝社、一九八八年）を用いた。巻数及び整理番号も同書に拠る。以下、同じ。
- (4) 「右軍書記」は、張彦遠の『法書要録』巻十に収録され、四百四十三帖に及ぶ尺牘それぞれの全文が積されている。本稿では、范祥雍点校『法書要録』（人民出版社、一九八四年）を用いた。
- (5) 「秋萩帖」の翻字・句読は、中田氏前掲書、及び日本名跡叢刊1『秋萩帖』（前掲）を参照。また訓読は、森野繁夫・佐藤利行『王羲之全書簡』（白帝社、一九八七年）及び同書『増補改訂版』（白帝社、一九九六年）を参照。但し、疑問に思われる箇所は、適宜改変した。
- (6) 第11句の異同、「前年」「前言」が何を指すか未詳。
- (7) 『六朝政治史の研究』（第三編第11章、453～521頁。京都大学学術出版会、二〇〇三年。初出は川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年）を参照。
- (8) 「諸葛吝者、君識之不。」「既得里人共事、異常故乃爾（諸葛吝なる者、君これを識るや不や。」「既に里人を得て事を共にするに、常に異なること故は乃ち尔り）」（『右軍書記』84）という例もあるが、刻帖に収録されていないため、ここでは除外する。但し、この例でも「得」字と接続している。なお「故」字の解釈は、斯波六郎「六朝人の作品に見える二三の語に就いて」（『六朝文学への思索』393～409頁。創文社、二〇〇四年）を参照。
- (9) 上田早苗「王羲之の知問——その様式をめぐって」（『東洋藝林論叢』中田勇次郎先生頌寿記念論集』57～71頁。平凡社、一九八五年）を参照。
- (10) 森野繁夫・佐藤利行前掲書（『王羲之全書簡』171頁）では、「晋書」謝尚伝に「大

司馬桓温欲有事中原、使尚率衆向壽春、進號安西將軍（大司馬桓温事を中原に有らしめんと欲し、尚をして衆を率いて壽春に向かはしめ、号を安西將軍に進む）」とあることから、この書簡を永和十一年（三五五）～三五六）に桓温に宛てたものと推定している。

(11) 中田氏前掲書（第七章、157～158頁）を参照。

(12) 「州」字については未詳。「秋萩帖」も誤脱した可能性が考えられる。

(13) 但し、同書では、「晋書」注に基づく「丹揚」説と両論併記して、結論のでない問題であることを認めている。

(14) 毛遠明『漢魏六朝碑刻校注』（線装書局、二〇〇八年）に所収の拓本（影印）を参照。積文も同書に拠る。

(15) 墨跡資料としては、「持世第一」（台東区立書道博物館蔵）がある。その奥書には「歳在己丑、涼王大且渠安周所供養經。吳客丹揚郡張休祖寫。用紙廿六枚（歳己丑（四四九年、劉宋・元嘉二十六年、北涼・承平七年）に在り、涼王大且渠安周供養する所の經。吳客丹揚郡の張休祖寫す。用紙廿六枚）」とあり、やはり「丹揚」に作る。王羲之よりも時代は降るが、これを書写したのは南朝人（吳客丹揚郡の張休祖）であり、筆者の推定を支持する傍証のひとつである。

要旨

本稿で考察の対象とするのは、国宝「秋萩帖」（東京国立博物館所蔵）に収められている王羲之尺牘十一通である。近年では、中国においても、この稀覯資料への関心が高まっている。しかし、現在のところ、既存の法帖や書目との重複が指摘されるのにとどまり、本文の異同についての具体的な検討は行われていない。

ところで、これら十一通の尺牘のうち、「郷里人帖」と「得丹楊書帖」とは、「右軍書記」にも収められている。この張彦遠「右軍書記」に収められた四百四十三帖は、唐代に行われた羲之尺牘本文の貴重な記録に他ならない。そこで、本稿では「右軍書記」との比較調査を通じて、「秋萩帖」所収王羲之尺牘本文の資料的価値を明らかにすることとした。

その結果、「秋萩帖」所収「得丹楊書帖」は「右軍書記」との間にはほとんど異同がなく、一方、同「郷里人帖」は「右軍書記」との異同が甚

だしい、という両極端の性格を持つものであることが判明した。

「得丹楊書帖」の場合、恐らく、張彦遠の元に収集されたものに極めて近い一本が、日本へも将来されたのであろう。また、「郷里人帖」は「右軍書記」所収本の断簡と思われるが、重複部分の異同には、却って「右軍書記」よりも文意がよく通じ、原文に近いと思われるものがあつた。

以上のことから、「秋萩帖」は、その大半が独自に行われていた資料に基づいて臨写されたものと言えるが、このことは必ずしも「秋萩帖」本文の質の低劣さを意味するものではない。むしろ、その基づくところの資料は、「郷里人帖」の事例に明らかなように、「右軍書記」に勝るとも劣らない優れた本文が含まれていたのである。

【キーワード】 王羲之、秋萩帖、張彦遠、右軍書記

(岡山大学大学院教育学研究科、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
(二〇一四年七月二八日受付、二〇一五年一月二六日審査終了)